

令和3年2月4日

保育施設（認可保育所、認定こども園、小規模保育事業）
利用の保護者の皆様

松戸市
子ども部 保育課長

緊急事態宣言の延長に伴う保育施設の対応について

日頃より、松戸市の保育行政にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

令和3年1月7日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言（当初2月7日まで）が再発令されました。その後、新規感染報告者数と検査陽性率は減少傾向にあるものの、依然として高い水準にあり、2月2日に、緊急事態宣言（千葉県を含む10都府県）について、その期間を令和3年3月7日まで延長することとなりました。

緊急事態宣言の区域においては、社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底することとなっていることから、本市の保育施設においては、登園自粛の要請や臨時休園はせず、引き続き、これまで実施してきた感染症対策を徹底して、運営することといたします。

改めて、下記のとおり保育施設の利用の留意事項についてお知らせしますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

保育施設の利用にかかる留意事項

（1）保育施設の利用

緊急事態宣言の再発令前までと同様に感染対策を行いながら保育いたします。ご家庭においても、基本的な感染予防対策（手洗い、うがい、マスク

の着用等)をお願いします。

なお、現時点で、国の緊急事態宣言の再発令に伴う保育料の減額はあり
ません。

(2) 保育施設への報告

保育施設に通うお子さま及び同居のご家族で、医療機関または松戸健康福
祉センター(保健所)から感染または濃厚接触者と連絡を受けた場合には、
利用している保育施設の職員までお知らせください。

(3) お子さまの健康観察(登園前の検温と風邪症状の有無の確認)

登園前の検温で発熱や風邪症状がある場合は、自宅で休養することを徹底
してください。また、発熱した場合は、解熱後24時間以上経過し、呼吸器
症状が改善傾向となるまで登園は控えてください。

(4) 保育施設の臨時休園等について

以下のとおり、臨時休園や登園自粛の要請を行う場合があります。随時、
松戸市ホームページ等で公表いたします。

- ・子どもが感染した場合や濃厚接触者に特定された場合は、登園自粛の
要請をいたします。また、その子どもが保育施設を利用していた場合
は、当該保育施設の臨時休園等を行う場合があります。
- ・今後、市内の感染拡大状況や、集団感染が発生した場合は、臨時休園
等を行うことがあります。

(5) その他

松戸市では、育児と仕事の両立支援を目的に、在宅勤務等の新たな働き
方に対応した「託児機能付きのコワーキングスペース」がございます。詳
しくは、下記URLをご確認ください。

<https://www.city.matsudo.chiba.jp/kosodate/matsudodekosodate/kosodatenavi/hoikuenyouchien/sougei-kowaking.html>

<https://www.city.matsudo.chiba.jp/kosodate/matsudodekosodate/kosodatenavi/dekakeyo/hirobalist/hotroomyabashira.html>

[お問い合わせ]
松戸市子ども部保育課
047-366-7351